

平成 28 年 4 月 19 日から同年 5 月 9 日までに規制所管府省から提出された規制シート一覧

○ 規制改革会議において再検討が必要と判断した規制について（規制改革ホットラインに寄せられた提案事項）

項目		府省庁	ページ
投資促進等WG	古物と引換えにいわゆるクーポン券やポイントを付与する営業に係る古物営業の許可制	警察庁	1

○ 規制改革会議における審議事項に関連する規制について

項目		府省庁	ページ
健康・医療WG	医師による無診察治療等の禁止	厚生労働省	3
	新医薬品の処方日数制限	厚生労働省	5
雇用WG	労働条件等の明示について	厚生労働省	8
	産業医制度	厚生労働省	10
	有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換	厚生労働省	12
地域活性化WG	民泊サービスにおける規制改革	厚生労働省	14
		観光庁	16

規制シート(様式)

(別紙1)

070194901080003

平成28年4月28日

規制の名称	古物と引換えにいわゆるクーポン券やポイントを付与する営業に係る古物営業の許可制	所管府省	警察庁
根拠法令等	古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第2項第1号	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	生活安全局生活安全企画課長 高須 一弘
規制目的	盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資すること。		
規制内容の概要	古物と引換えにいわゆるクーポン券やポイントを付与する行為は、それらが財産権であれば、一般に古物との「交換」に該当し、これらの行為を営業として行おうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	古物と引換えにいわゆるクーポン券やポイントを付与する行為は、それらが財産権であれば、一般に古物との「交換」に該当し、これらの行為を営業として行えば、古物営業に該当すると解されるところ、こうした営業においても盗品等の混入の可能性が否定できないことから、こうした営業を古物営業の対象から除外し、古物営業の許可を不要とすることはできません。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160194802010004

平成28年5月6日

規制の名称	医師による無診察治療等の禁止		所管府省	厚生労働省
根拠法令等	医師法(昭和23年法律第201号)第20条		担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医政局医事課 課長 渡辺 真俊
規制目的	医師が自ら診察して疾病を確認することなく治療等をした場合には、患者に不測の危害を生ずるおそれがあることや、医師の作成する診断書その他の証明書類は社会生活上重要なものであり、不正確なものが発行された場合には社会的に悪影響を及ぼすおそれがあるため。			
規制内容の概要	医師が自ら診察をしないで治療や診断書の交付等の行為を行うことを禁止している。		関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—		関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	現在、規制改革会議 健康・医療WGにて検討中		規制の維 持、改革又 は新設の別	検討中
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)				
見直し条項	—			
次の見直し時期	平成30年度			

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

平成28年5月2日

160192200700002
160198200800003

規制の名称	新医薬品の処方日数制限	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	健康保険法(大正11年法律第70号)第70条、第72条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第65条 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第2号へ及びト、第21条第2号へ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第20条第3号へ及びト、第21条第3号へ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示107号)第10第2号(1)ハ	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	保険局医療課 課長 宮寄雅則
規制目的	新医薬品の安全性を確保すること。		
規制内容の概要	実地医療の場で初めて使用される段階の新医薬品については、処方医による一定の診察頻度を確保し、患者の観察を十分に行い、新医薬品の安全性を確保する必要があるという観点から、薬価基準収載の翌月の初日から1年間は、原則、1回14日分を限度として投与することとしている。なお、有効成分にかかる効能・効果、用法・用量について、実質的に、既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる医薬品や、疾病の特性等から1回の投薬期間が14日を超えることに合理性があり、かつ、投与初期から14日を超える投薬における安全性が確認されている医薬品については、個別に中央社会保険医療協議会の了承を得た上で、例外的な取扱いとしている。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	○平成14年3月まで 特定の疾患、医薬品に限り長期投与を認めるものの、それ以外は原則として1回14日分を限度として制限。 ○平成14年4月以降 慢性疾患の増加等に伴い、投薬治療も長期に及ぶものが増加し、長期投与対象医薬品の拡大の必要性が関係学会等から多数指摘されたこと等を踏まえ、一部の医薬品(薬価収載から1年未満の新医薬品、麻薬及び向精神薬等)は引き続き投薬日数制限の対象とするものの、原則として投薬日数制限を行わないこととした。 ○平成22年10月27日以降 新医薬品について、処方日数制限を行うことが不合理と考えられる場合(既収載品を組み合わせた配合剤、疾患特性・製剤特性から1回の投薬期間が14日を超えることに合理性があるもの等)で、中央社会保険医療協議会で承認が得られたものは例外的な取扱いとすることとした。	関連する政 策評価結果	—

規制を維持、改革 又は新設する理由	新医薬品の安全性を確保するため。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160194701410002

平成28年4月25日

規制の名称	労働条件等の明示について	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の3第1項	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	職業安定局 派遣・有期労働対策部需給調整事業課長 松本圭 首席職業指導官 畑俊一
規制目的	労働者がその従事する業務内容及び労働条件を予め知った上で就職することにより、労働者を保護し、就職後における紛争を避け、またその労働者が当該職業に定着してその有する能力を完全に発揮できるようにすること。		
規制内容の概要	公共職業安定所、職業紹介事業者及び労働者の募集を行う者等は、それぞれ、職業紹介又は労働者の募集等に当たり、求職者又は募集に応じて労働者になろうとする者等に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	労働者がその従事する業務内容及び労働条件を予め知った上で就職することにより、労働者を保護し、就職後における紛争を避け、またその労働者が当該職業に定着してその有する能力を完全に発揮できるようにする必要があるため。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成28年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160197200570001

平成28年4月25日

規制の名称	産業医制度	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	労働基準局安全衛生部労働衛生課 課長 武田 康久
規制目的	事業場の産業保健活動の中心的な役割を担う産業医に当該事業場の労働者の健康管理等を行わせることで、労働者の健康を確保するため。		
規制内容の概要	労働安全衛生法第13条に基づき、事業者は、一定規模の労働者を使用する事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理等を行わせなければならない。また、選任された産業医は、労働者の健康確保のために必要があると認めるときは、事業者に対し必要な勧告をすることができ、勧告を受けた事業者はこの勧告を尊重しなければならない。	関連する予算	産業医向け研修を実施(産業保健総合支援事業(平成28年度予算3,611,960千円)の内数)
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	産業医が担うべき職務が増大していることに加え、労働安全衛生法が制定された当時と現在では、産業構造や、産業保健における主要な課題が変わっており、産業医に求められる役割が変化してきているため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持・改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	現在実施している措置を継続して実施しつつ、「産業医の在り方に関する検討会」において結論を得次第、随時措置を講じる。		
見直し条項	労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)附則第7条		
次の見直し時期	施行(平成27年6月)後、5年目途		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160200701280001

平成28年4月25日

規制の名称	有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	労働契約法(平成19年法律第128号)第18条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	労働基準局労働条件政策課 課長 村山誠
規制目的	有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図るため。		
規制内容の概要	同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みによって、無期労働契約に転換できる。	関連する予算	労働契約法セミナー等(平成28年度 110,940千円)
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	有期労働契約については、契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されずに終了する 場合がある一方で、労働契約が反復更新され、長期間にわたり雇用が継続する 場合が少なくない。こうした中で、有期契約労働者については、雇止め(使用者が有期労働契約の更新を拒 否することをいう。)の不安があることによって、年次有給休暇の取得など労働者としての正当 な権利行使が抑制される等の問題が指摘されているため。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	労働契約法附則第3条		
次の見直し時期	平成33年		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠とな る法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160194801380001

平成28年4月27日

規制の名称	民泊サービスにおける規制改革	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	旅館業法(昭和23年法律第138号)関係法令	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 生活衛生課長 長田 浩志
規制目的	旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る(平成27年検討開始、平成28年結論)」とされており、こうした検討課題に対応するため、「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」で検討している。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第1条第3項第1号の規定において、簡易宿所営業の施設の構造設備基準として、客室の延床面積を33㎡以上としていたものを、宿泊者数が10人未満の場合には、宿泊者1人当たり3.3㎡以上と改正した。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」での結論を踏まえ改革。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

190194801380001

平成28年4月26日

規制の名称	民泊サービスにおける規制改革	所管府省	観光庁
根拠法令等	旅館業法(昭和23年法律第138号)関係法令	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	観光産業課長 西海 重和
規制目的	旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る(平成27年検討開始、平成28年末結論)」とされており、こうした検討課題に対応するため、「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」で検討している。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第1条第3項第1号の規定において、簡易宿所営業の施設の構造設備基準として、客室の延床面積33㎡以上としていたものを、宿泊者数が10人未満の場合には、宿泊者1人当たり3.3㎡以上と改正した。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」での結論を踏まえ改革。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>